

仕様書

1 件名

令和8年度多様な食文化・習慣に関する普及啓発業務委託

2 目的

ハラルやヴィーガンなどの多様な食文化や習慣をもつ旅行者が快適に旅行できるよう、県内観光・飲食事業者に対して専門家による普及啓発を行い、受入体制の充実を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 委託内容

・飲食事業者に対するハラル等対応に関する実地指導

以下①から③までの内容を踏まえ、実地指導を実施すること。なお、広報（・募集業務）、派遣先店舗との連絡調整、指導者対応（謝礼金含む）、写真撮影、記録関係業務は本委託に含むものとする。

①実地指導の目的

ハラルやヴィーガン等に関心のある飲食店に対し、より具体的・実践的な技術支援を行うことで、継続的なハラル等対応メニューの提供につなげることを目的とする。

②実施内容

- ・ハラル又はヴィーガン等対応に実績のある飲食店の料理人や専門家等を指導者として選定・派遣することとし、指導者については県と協議のうえ決定すること。
- ・派遣先飲食店において、以下を含む実地指導を実施すること。
 - ア メニュー開発・アレンジの助言
 - イ 食材選定・仕入れに関する助言
 - ウ 調理過程・厨房環境における留意点の指導
 - エ 情報発信（メニュー表示、外国語対応等）に関する助言
 - オ 対応ポリシーの作成に関する助言
- ・実地指導を行う店舗数や日数についても提案すること。
- ・派遣先店舗の選定は県と協議の上決定すること。
- ・実地指導の際に発生する費用については受講者側の負担とし、委託料には含まないものとする。

5 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、福井県の担当者と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくこととする。

6 実施報告書の提出

事業が完了したときは、事業実施報告書を作成し令和9年3月12日までに委託者へ電子データで提出すること。

7 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。